Eiwa News

在宅勤務に係る費用負担等について他

令和3年2月 (No.187)

先般、国税庁より「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」が公表されました。

今回は、本内容の要旨と国民健康保険料の減免についてお知らせいたします。

「1] 在宅勤務に係る費用負担等について

(1) 在宅勤務手当に係る源泉所得税

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

しかし、企業が従業員に対して在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用 として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの)を支給 した場合には、従業員に対する給与として課税する必要があります。

(2) 従業員へ貸与する事務用品等について

企業が事務用品等を従業員に支給した場合には、従業員に対する現物給与として 課税する必要がありますが、企業が従業員に事務用品等を貸与する場合には、従業員 に対する給与として課税する必要はありません。

(3) 業務使用部分の精算方法

企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する 一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

- ①従業員へ貸与する事務用品等の購入に係る精算方法
 - ・企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、 従業員が業務のために使用する事務用品等を購入し、その領収書等を企業に提出 してその購入費用を精算する方法
 - ・従業員が業務のために使用する事務用品等を立替払いにより購入した後、その 購入に係る領収書等を企業に提出してその購入費用を精算する方法
- ②通信費・電気料金の精算方法
 - ・企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために 使用した部分を合理的に計算し、その計算した部分を企業に報告してその精算を する方法
 - ・従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために 使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算を する方法

なお、この場合、従業員が在宅勤務に係る業務のために使用した部分を合理的に 計算する必要があります。

通信費の場合には、通話明細書等による業務のための通話に係る料金に代えて、例えば、業務のための通話を頻繁に行う従業員の通話料や、在宅勤務により使用したインターネット接続に係る通信料を次の算式により計算した場合は給与課税しなくて差し支えありません。

【算式】

> ※上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠時間を除いた時間の全てにおいて 均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、次のとおり算出しています。 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合 8時間/(24時間-8時間)=1/2

(4) レンタルオフィス

従業員が勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合、従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払いし、かつ、業務に利用したものとして領収書等を企業に提出してその代金が精算されているものについては、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

企業が従業員に金銭を仮払いし、従業員がレンタルオフィス等に係る領収書等を 企業に提出して精算した場合も同じです。

[2] 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入・ 給与収入)の減少が見込まれ、各市区町村が定める一定の要件に該当する人は令和2年2月 1日以降の納期限分の保険料が一部または全額減免されます。

減免が決定した後に、決定後の保険料が減額され、保険料の還付又は充当が行われますので、決定するまでは毎月の保険料の支払いを継続する必要があります。

市区町村によっては、申請受付の期限が令和3年3月31日とされ、事前の電話相談を必要とする、などがありますので、詳しくはお住いの市区町村へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、 よろしくお願い申し上げます。